

第1章 総 論

1 市の責務、計画の位置づけ、構成等

(1) 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

ア 市の責務

武力攻撃事態等において、「国民保護法」、「国民の保護に関する基本指針」及び「栃木県国民保護計画」を踏まえ、「宇都宮市国民保護計画」に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

イ 市国民保護計画の位置づけ

国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(2) 市国民保護計画の構成

- | | | |
|---------|----------------|-----------------|
| 第1章 総論 | 第2章 平素からの備えや予防 | 第3章 武力攻撃事態等への対処 |
| 第4章 復旧等 | 第5章 緊急対処事態への対処 | |

2 国民保護措置に関する基本方針

- 基本的人権の尊重 ○国民の権利利益の迅速な救済
- 国民に対する情報提供 ○関係機関相互の連携協力の確保 ○ 国民の協力
- 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

3 市の事務の大綱等【図1】

- 国民保護計画の作成 ○国民保護協議会の設置・運営 ○対策本部の設置・運営
- 組織の整備・訓練 ○国民保護措置の実施等

4 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等

- | | | | | |
|--------|-----------|-------------|---------|---------|
| ○地形 | ○気候 | ○人口の状況 | ○道路の位置等 | ○鉄道の位置等 |
| ○自衛隊施設 | ○ 大規模集客施設 | ○その他（配水施設等） | | |

5 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県計画に基づき、次の事態を対象とする。

(1) 武力攻撃事態

- 着上陸侵攻 ○ゲリラや特殊部隊による攻撃 ○弾道ミサイル攻撃 ○航空攻撃

(2) 緊急対処事態

- 対象施設等による分類：危険物質を有する施設や、多数の人が集合する施設等への攻撃
- 手段による分類：多数の人を殺傷する物質や、手段として交通機関を用いた攻撃等

第2章 平素からの備えや予防

1 組織・体制の整備等

- 市における組織・体制の整備（市危機管理計画との整合性の確保等）
- 関係機関との連携体制の整備等
 - ・防災のための連携体制の活用
 - ・関係機関の計画との整合性の確保
 - ・自主防災会間の連携や防災市民ネットワークを活用した地域内連携の支援
- 通信の確保 ○情報収集・提供等の体制整備 ○研修及び訓練

2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

- 避難に関する基本的事項（迅速に避難住民の誘導を行えるような基礎的資料の準備等）
- 避難実施要領のパターン作成 ○運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等
- 避難施設の指定への協力 ○生活関連施設の把握等

3 物資及び資材の備蓄、整備

- 市における備蓄（防災のための備蓄を兼ねる） ○市が管理する施設や設備の整備及び点検

4 国民保護に関する啓発

- 国民保護措置に関する啓発（広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の活用及び自主防災組織への普及・啓発）
- 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動に関する啓発

第3章 武力攻撃事態等への対処

1 市の初動体制【図2】

- 事態認定前の市の体制（市危機管理計画に基づく市の初動体制を整備する。）
- 事態認定後から市対策本部設置までの市の体制
- 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応等

2 市対策本部の設置等

- 市対策本部の設置手順 ○市対策本部を設置すべき市の指定の要請
- 市対策本部の組織及び運営 ○市対策本部長の権限 ○通信の確保等

3 関係機関相互の連携

- 国、県、指定公共機関その他関係機関との連携・協力
- ボランティア団体等に対する支援
- 他市に対する応援
- 住民への協力要請等

4 警報及び避難の指示等

(1) 警報の伝達等【図3】

警報の内容の伝達等（他市町からの通勤・通学者への配慮）

(2) 避難住民の誘導等【図4】

ア 避難実施要領の策定

- 避難実施要領の策定の際の考慮事項（事態の状況の把握、避難住民の概数把握等）
- 市にある2つの自衛隊駐屯地と道路等の利用ニーズが競合する場合の調整
- 避難実施要領の内容の伝達等

イ 避難住民の誘導

- 市長による避難住民の誘導
- 自主防災会等への協力要請
- 消防機関の活動
- 高齢者、障害者等への配慮等
- 関係機関との連携

5 救援【図5】

- 委任があったときの救援の実施
- 関係機関との連携
- 知事が実施する救援の補助
- 救援の基準等

6 安否情報の収集・提供

- 安否情報の収集
- 県に対する報告
- 照会に対する回答（個人情報への配慮等）

7 武力攻撃災害への対処【図6】

(1) 武力攻撃災害への対処

- 関係機関との連携
- 職員の安全確保
- 知事への通知等

(2) 応急措置等

- 退避の指示
- 警戒区域の設定
- 応急公用負担
- 消防に関する措置等

(3) 生活関連等施設における災害への対処等

- 生活関連等施設の安全の確保
- 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(4) N B C攻撃による災害への対処等

- N B C攻撃による災害への対処（N：核兵器等、B：生物兵器、C：化学兵器）
- 武力攻撃原子力災害への対処（状況に応じ市地域防災計画に準じた対処を行う。）

8 被災情報の収集及び報告

情報の収集に当たっては県警察との連携を密にし、栃木県火災・災害等即報要領により、県及び消防庁に適宜報告する。

9 保健衛生の確保その他の措置

市地域防災計画に準じ、防疫活動や保健衛生活動等並び廃棄物処理対策を実施する。

10 国民生活の安定に関する措置

- 生活関連物資等の価格安定
- 避難住民の生活安定等
- 公的徴収金の减免
- 生活基盤の確保（水の安定的な供給等）

11 特殊標章等の交付及び管理

- 特殊標章等の交付及び管理
- 特殊標章等に係る普及啓発等

第4章 復旧等

1 応急の復旧

- 市が管理する施設等の緊急点検
- 通信機器の応急復旧
- 県に対する支援要請等

2 武力攻撃災害の復旧

- 国が示す方針に従って県と連携して実施
- 被災の状況、周辺地域の状況を勘案した迅速な復旧

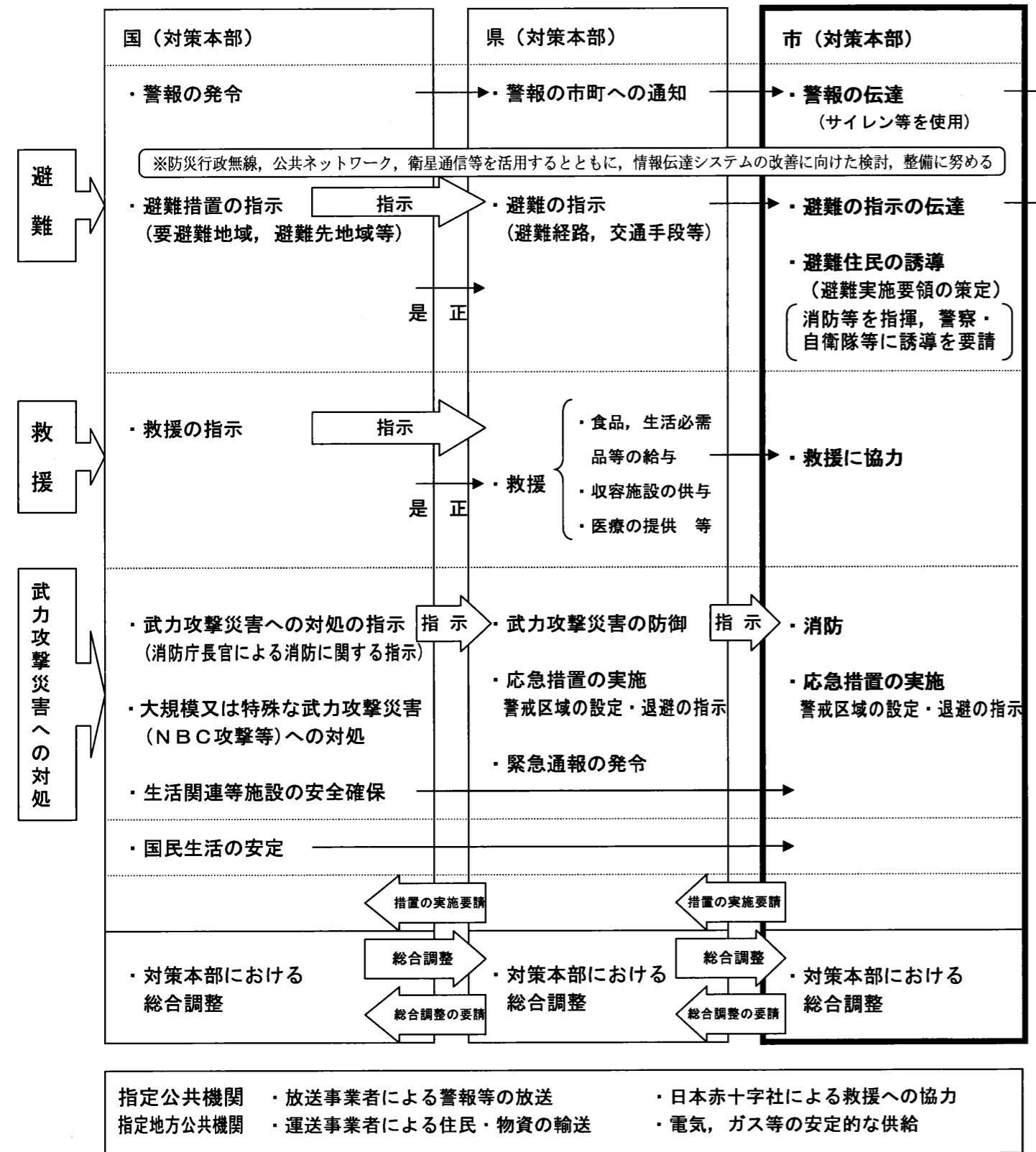
3 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求
- 損失補償及び損害補償

第5章 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処は、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

図1 国民保護措置の仕組



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

図2 市の初動体制

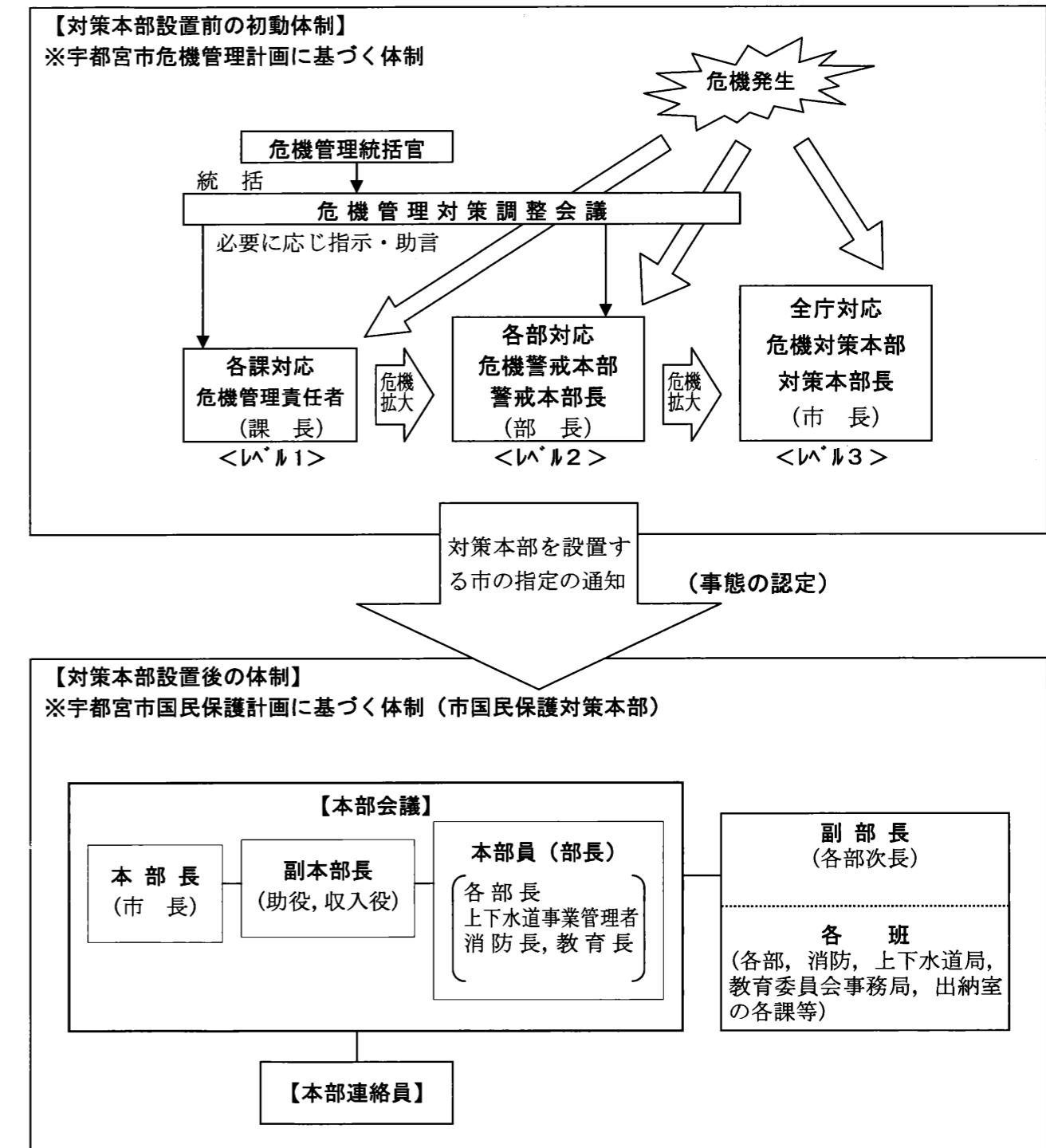


図3 警報の伝達

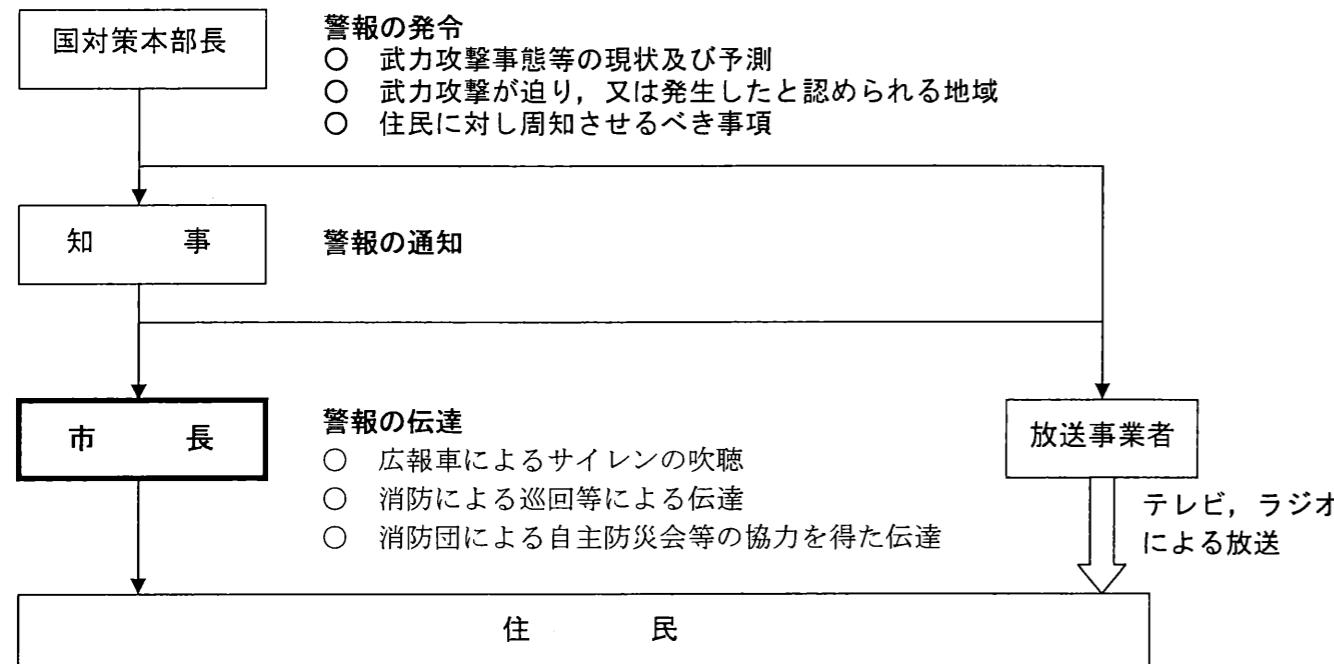


図5 救 援

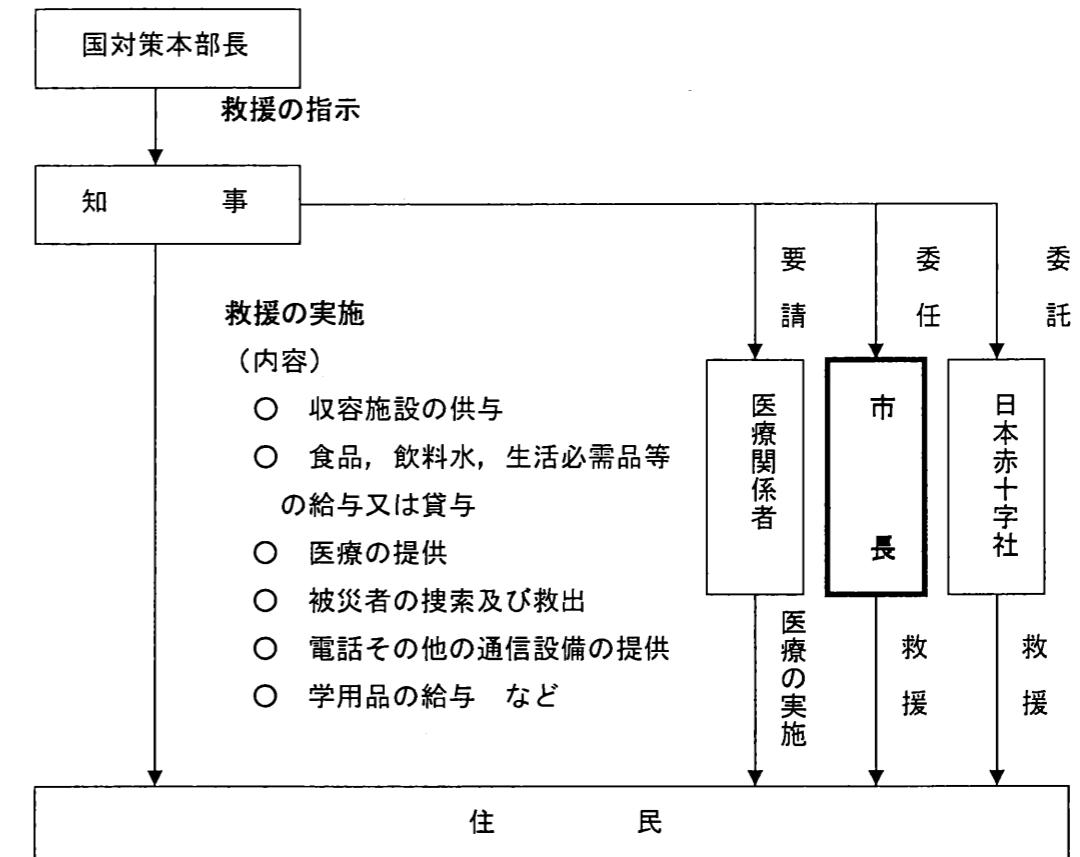


図4 避難の指示から誘導

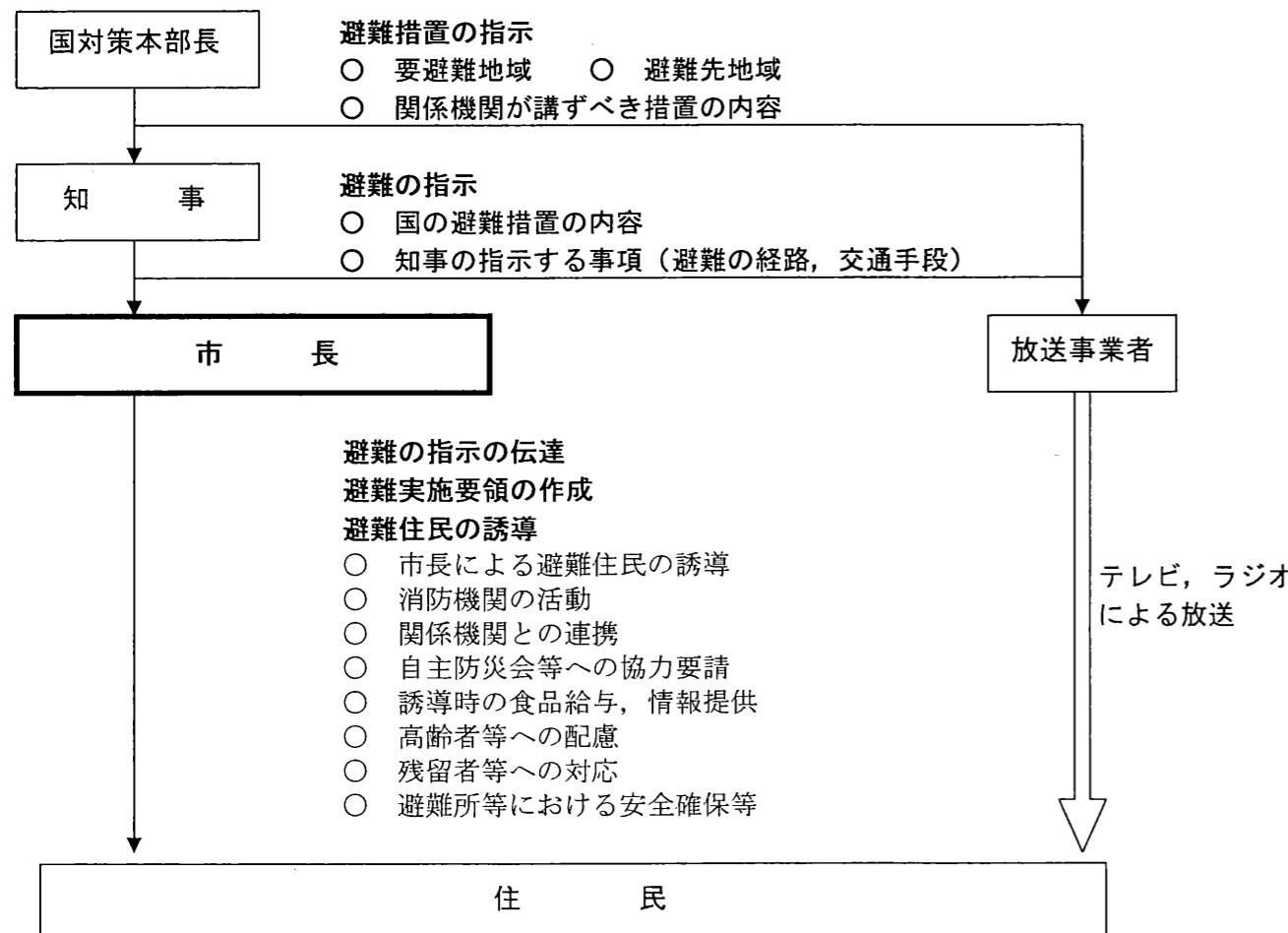


図6 武力攻撃災害への対処

